

## 地域密着型サービスの市町村域を越えた利用について

「三戸町の被保険者が、他市町村の地域密着型サービスの利用を始めてしまった  
(地域密着型であることを失念していた)」

「他市町村の被保険者を、三戸町の地域密着型サービスで受け入れてしまった」

「要支援の人が他市町村の総合事業の通所型サービスを利用していたが、要介護に  
変更になってしまい、地域密着型通所介護の利用に変わってしまった」

このようなケースで、介護報酬の請求が通らずエラーになって初めて市町村域を越  
えた利用だったことに気付く場合があります。

改めて、地域密着型サービスの原則と、例外の場合の利用手続について確認してい  
たいただきますようお願いします。

地域密着型サービスの利用は、原則として、事業所が所在する市町村の被保険者のみ  
です（三戸町内の地域密着型サービスを利用できるのは、三戸町の被保険者のみ。A市  
町村内の地域密着型サービスを利用できるのは、A市町村の被保険者のみ）。

ただし、当該サービスを利用する必要があると認められる場合、必要な手続を経た上  
で、例外的に他市町村の地域密着型サービスが利用できる場合があります。

三戸町では、下記ア～エを基準としています（市町村によって、認める基準は異なり  
ます。また、三戸町の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用する場合も、そ  
の反対の場合も、基準は同じです。）。

- ア 町内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがない場合
- イ 該当サービスを提供する事業所が町内にない場合
- ウ 災害や虐待の恐れ等のやむを得ない理由がある場合
- エ その他、上記の事由と同程度の困難性又は特別性が認められる場合

この基準に該当し、利用に必要な手続を行う場合は、次の流れに抛ります。ここでは、三戸町の被保険者が、A市町村の地域密着型サービスを利用したい場合を例にします。

【必要な手続】

① 市町村間の指定についての同意

→ 三戸町が、A市町村の地域密着型サービスを指定するには、所在地であるA市町村の同意が必要です（介護保険法第78条の2第4項第4号）。

② 三戸町が、A市町村の地域密着型サービス事業所を指定

→ 指定しなければ、保険給付の対象になりません。

【具体的な事務の流れ】

- (1) 町外の地域密着型サービスを利用できる基準に該当するか確認  
(三戸町及びA市町村とも確認が必要)
- (2) A市町村の地域密着型サービス事業所との連絡調整  
(利用定員に空きがあるか。利用予定者を受入れ可能か。三戸町への指定申請が可能か。)
- (3) 三戸町に「町外地域密着型サービス利用申立書」を提出
- (4) 三戸町からA市町村に対し、指定についての同意を依頼
- (5) A市町村から三戸町に対し、指定について同意の回答
- (6) A市町村の地域密着型サービス事業者から三戸町に対し、指定申請手続
- (7) 三戸町がA市町村の地域密着型サービス事業者を指定
- (8) 指定日から、A市町村の地域密着型サービス事業所を利用開始

【手続に当たっての注意事項】

- ・ 地域密着型サービス事業所の所在地市町村の同意を得るまで2週間程度、指定申請から指定まで1か月以上の時間を要しますので、時間に余裕を持って手続してください。

- ・ **利用者ごとに市町村間の同意の手続が必要です。**

例えば、利用者「三戸太郎」が、A市町村の地域密着型サービス事業所を利用中でも、別の利用者「三戸花子」が新たに利用する場合は、市町村間の同意の手続が必要です。

**市町村間の同意の手続を経していない利用者がいた場合、介護保険法の規定に基づかないサービス提供であるものとして、事業者介護報酬の返還を求める場合があります。**

- ・ 指定申請の手続は、地域密着型サービス事業者が行います。申請書類一式を揃えたり、市町村からの指示により書類の修正を行ったりと、指定までには一定の手間が掛かります。居宅介護支援事業者におかれては、指定申請を行うことについて、地域密着型サービス事業者の了承を得るようにしてください。
- ・ 指定していない期間については、保険給付の対象になりませんので、御注意ください。
- ・ 市町村間の同意の手続を行っているか、事業者が指定を受けているかは、その地域密着型サービスを計画に位置付けた居宅介護支援事業者と、利用者を受け入れる地域密着型サービス事業者の双方が確認するものです。両者が綿密に連携し、手続漏れとならないように御注意ください。